

せい かつ ほ ご 生 活 保 護 の し お り

とし しゅうにゅう
年をとって、収入がない

びょうき しょうがい はたら
病気や障害で、働けない

しゅうにゅう すく せいかつ
収入が少なく、生活できない

しゅうにゅう すく いりょうひ しはら こま
収入が少なく、医療費の支払いに困っている

かた ふくしじむしょ ちょうそんやくば みんせいいいん そうだん
このような方は、福祉事務所、町村役場、民生委員に相談してください。

ぐん ま けん
群 馬 県

もく じ 次

● 生活保護とは	1
● 保護を受けることは国民の権利です	1
● 保護を受けるうえで必要なこと	2
● 保護を受けるうえで優先すること	2
● 保護を受けるまでの手続は	3
● 保護はこんなときに受けられます	4
● 最低生活費とは	4
● 収入とは	4
● 保護の種類は	5
● 保護受給中に減額・免除されるもの	6
● 権利として保障されること	6
● 保護受給中に守っていただくこと	7
● 次のようなときは、すぐ届け出てください	7
● 保護費の返還	8
● 次のようなときは、相談してください	8
● 医療機関などにかかるときは	9
● 民生委員とケースワーカー	10
● 生活保護の実施機関(福祉事務所)一覧表	12



せいかつほご 生活保護とは

じんせい ねん じだい いつしょう
人生80年の時代。一生のうちには、よいとき、わるいとき、いろいろなことがあります。

しごと せいかつ くる ひょうき いりょうひ しはら こま とし
けがをしたり、仕事をなくしたりして生活が苦しいとき、病気になり医療費の支払いに困るとき、年を
しゅうにゅう すぐ せいかつ くる
とり収入が少なく生活が苦しいときなど……。

せいかつほご じぶん のうりょく しさん かつよう て
生活保護とは、そのようなときに自分たちの能力や資産などを活用し、あらゆる手をつくしても、
せいかつ ぱあい かてい せたい せいかつ えんじょ くに きじゅん したが かね
なお生活ができない場合に、あなたの家庭（世帯）の生活を援助するために、国の基準に従い、お金
もの しきゅう せいで
や物を支給する制度です。

いちにち はや じぶん ちから く まいにち
そして、一日も早く自分たちの力で暮らしていけるように、また、毎日の暮らしに“はり”をもつ
て だす せいで
ていただけるように手助けをする制度です。

ほごう こくみん けんり 保護を受けることは国民の権利です

にほんこくけんぽう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう さだ
日本国憲法は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めてお
り、私たちは誰でも、生活に困ったときは、生活保護法の定める条件のもとで、権利として生活保護
う
を受けることができるのです。

せいかつ こま かた ちか ふくしじむしょ ちょうそんやくば みんせいいいん そうだん
生活にお困りの方は、お近くの福祉事務所、町村役場、民生委員にぜひ相談してください。

かんがえ えんじょ
ともに考え、できるかぎりの援助をします。

この「しおり」は、生活保護制度についてわかりやすく説明したものです。

よく読んで制度についての理解を深めてください。

ほ ご う 保 護 を 受 け る う え で 必 要 な こ と

もし、あなたが生活保護を受ける場合には、次のようなことが必要になります。

◎あなたやあなたの家族(世帯)で、働く人は能力に応じて働いてください。

◎保有する現金や預貯金は活用してください。

◎生命保険に加入している場合は、原則として解約して返戻金を活用する必要があります。

なお、解約前には福祉事務所に相談してください。

◎社会保障制度(老齢年金、障害年金、企業年金、健康保険、雇用保険、労災保険、児童手当、児童

扶養手当、介護保険、障害者総合支援法など)を活用してください。

◎自動車の保有は原則として認められません。

また、他人名義の自動車を使用することも認められません。

◎貴金属、有価証券などは処分して、生活費にあててください。

◎利用していない土地、家屋などの資産は、原則として処分するなど活用してください。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金(リバースモーゲージ)を活用できる場合は、活用してください。

◎暴力団員に対しては、生活保護は適用されません。

ほ ご う 保 護 を 受 け る う え で 優 先 す る こ と

◎扶養義務者の扶養(親、兄弟姉妹、子ども等からの援助)を受けられる場合は、生活保護に優先し

て受けてください。なお、扶養は可能な範囲で援助を受けていただくものであって、援助可能な扶養

義務者がいることによって、生活保護が申請できないということにはなりません。

★くわしい内容については、福祉事務所(12ページ参照)におたずねください。

ほ ご う て つづ 保 護 を 受 け る ま で の 手 続 き は

そ う だん
相 談

せいかつ こま せいかつ ほ ご き かた す ちいき ふくし
生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方は、お住まいの地域の福祉
じむしょ ちょうそんやくば みんせいいいん そうだん
事務所、町村役場、民生委員に相談してください。

しん せい
申 請

ふくし じむしょ ちょうそんやくば しんせいてつづ
福祉事務所、町村役場で申請手続きをしてください。

ちよう さ
調 査

しんせい ふくし じむしょ たく うかが
申請されると、福祉事務所のケースワーカーがあなたのお宅にお伺いする
などして調査させていただきます。

●調査する主なことは

- 家族の(世帯)収入がどれくらいか。
- さしあたって、暮らしに必要な資産を活用する方法はないか。
- 働いて収入を得られる道はないか。
- 病気や障害の状況はどうか。
- 親、兄弟姉妹、子どもからの援助は受けられないか。
- 年金、手当などの給付は受けられないか。
などです。

そのほか、必要に応じて関係機関（官公署、金融機関、保険会社など）に
調査します。

けつ てい
決 定

ちようさ くに さだ きじゅん けいさん せたい
調査にもとづき、国が定めている基準をもとに計算したあなたの世帯

さいていせいかつひ しゅうにゅう くら せいかつ ほ ご ひつよう けってい
の最低生活費と収入を比べて、生活保護が必要かどうか決定します。

※ くわしくは、次のページで説明しています。

つう ち
通 知

ほ ご う ばあい
保護が受けられる場合 …あなたに保護開始決定通知書をお渡しします。

ほ ご う ばあい
保護が受けられない場合 …あなたに保護申請却下通知書をお渡しします。

※ ほ ご う
保護が受けられるかどうかは、申請した日から 14 日以内（調査に時間を要したときは 30 日
以内）に通知します。

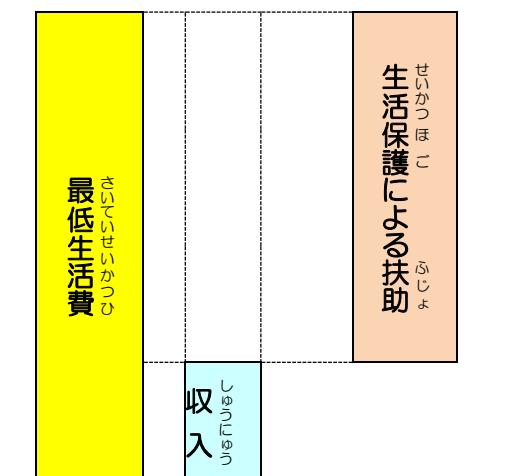
ほ ご 保 護 は この よう な と き に 受 け ら れ ま す

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

【保護が受けられる場合】

収入が最低生活費を下回る場合は、

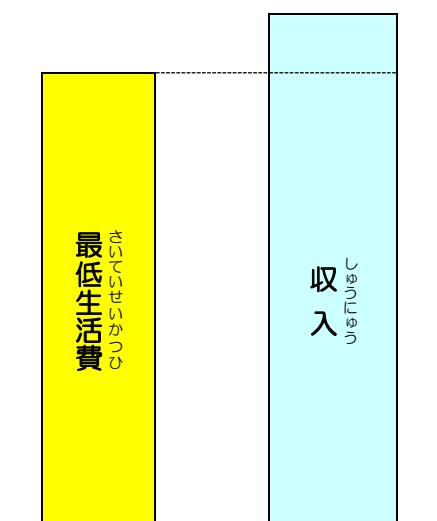
その不足分が生活保護費として支給されま
す。



【保護が受けられない場合】

収入が最低生活費を上回る場合、

生活保護は受けられません。



● 最低生活費とは

あなたの世帯の人数、年齢、住んでいる地域などをもとに、国が定めた基準により計算した1ヶ月分の生活費です。

● 収入とは

あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当など他の制度により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものです。

ほ ご しゅ るい 保 護 の 種 類 は

せいかつ ほ ご つぎ しゅるい ふじょ くに さだ きじゅん しきゅう
生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定める基準によって支給されます。



生活扶助……

食べるもの、着る物、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用



教育扶助……

学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育のための費用



住宅扶助……

家賃、地代や住宅の補修などの費用



医療扶助……

病気やけがのため医者にかかる費用



介護扶助……

居宅、施設介護を受けるための費用



出産扶助……

お産をするための費用



生業扶助……

仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校の就学費用



葬祭扶助……

葬祭の費用

なお、小・中学校の入学準備、出産準備など臨時に必要な費用を支給することができる場合があります。

ほ ご じゅ きゅう ちゅう げん がく めん じよ 保 護 受 給 中 に 減 額 ・ 免 除 さ れ る も の

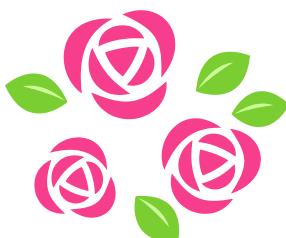
つぎ ひょう せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう げんがく めんじょ たいしきう ふくしじむしょ
次のような費用は、生活保護受給中は減額または免除の対象となりますので、福祉事務所または

ちょうそんやくば
町 村 役場におたずねください。

- 国民年金の保険料
- 保育園の保育料
- NHKの受信料
- 固定資産税
- 市町村民税・県民税

けん り ほ しょう 權 利 と し て 保 障 さ れ る こ と

1. せいとう りゆう ほ ご ひ へ ほ ご う
正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
2. ほ ご ひ せいかつ ほ ご しきゅう ぜいきん き お
保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられたりするこ
とはありません。
3. ふくしじむしょ ほ ご しんせい きやっか ほ ご へんこう ていし はいし けってい ふふく
福祉事務所がおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定に不服があ
るときは、けってい し ひ よくじつ かぞ つきいない けんちじ たい ふふく もう た
るときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3月以内に県知事に対して不服の申し立
て（審査請求）をすることができます。



ほ ご じゅ きゅう ちゅう まも 保 護 受 給 中 に 守 っ て い た だ く こ と

1. 生活のむだをなくし、生活の維持向上に努めてください。
2. 働ける人は能力に応じて働き、収入の増加を図るよう努力してください。
3. 病気の人は、早く治るよう治療を受けてください。
4. 生活保護を受ける権利を他人に譲ることはできません。
5. 収入申告書は、収入がなくとも定期的に提出してください。

あなたの生活の維持、向上その他の目的で福祉事務所が指導・指示をしたときは、守ってください。

※ 正当な理由がなく指導・指示を守っていただけないときは、生活保護の変更、停止、廃止をすることがあります。

つぎ 次 の よ う な と き は 、す ぐ 届 け 出 て く だ さ い

1. 家族が増えるとき、減ったとき
2. 収入があったとき、増えたとき、また、減ったとき

(世帯主以外の方の収入も届け出る義務があります。高校生のアルバイト収入なども届け出が必要です。)
3. 家賃が変わるとき
4. 仕事についたり、仕事が変わったり、仕事をやめたとき
5. 健康保険が使えるようになったとき、使えなくなったとき
6. 年金や手当を受けるようになったとき、受けられなくなったとき
7. 医療機関にかかるとき、からなくなったとき
8. 交通事故などの災害にあったとき
9. 引っ越しをしようとするとき
10. 長く家をあけるとき
11. その他、生活の状態が変わったとき

※ 届け出が遅れたり、間違った届け出をしたため、余分に生活保護のお金や品物を受けたときは、その分を返していただくことになります。

ほ ご ひ へん かん 保 護 費 の 返 還

さしつけられた事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合、または、いろいろな事情で保護費に払いすぎが生じた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費を含みます）を返していただく必要があります。

たとえば次のような場合です。

1. 働いていることや給料などの収入を申告していなかったとき（高校生のアルバイト収入なども含みます。）
2. 保有を認められない資産を売却したとき
3. 生命保険の解約返戻金や保険金を受けとったとき
4. 各種の年金、手当をさかのぼって受けとったとき
5. 交通事故の示談金・補償金等を受けとったとき

※ 事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、

保護費を返還していただくほか、法律により処罰されることがあります。

つぎ 次 の よ う な と き は 、 相 談 し て く だ さ い

1. 妊娠したとき。子どもが生まれたとき
2. 働くために技能習得を必要とするとき
3. 葬祭を行うとき
4. 介護用のおむつが必要なとき
5. 転居が必要なとき
6. 特別に交通費が必要なとき
7. 小・中・高等学校の入学準備費用が必要なとき
8. 眼鏡等の医療用具が必要なとき
9. その他、何か困ったことがあるとき

いりょうきかん 医療機関などにかかるときは

1. 病院・医院にかかるときは、「医療券」または「診療依頼書」が必要です。印鑑を持って福祉事務所または町村役場においてください。
発行された「医療券」または「診療依頼書」を病院・診療所に提出して受診してください。
2. 健康保険を使える方も同様に「医療券」または「診療依頼書」の交付を受けて、保険証をそえて病院・診療所に提出して受診してください。
3. 受診するときは、生活保護法で指定されている病院・診療所で受診してください。
4. 柔道整復（接骨院）、あん摩・マッサージ、はり・きゅうにかかる場合には、あらかじめケースワーカーに相談してください。
5. 休日や夜間などに急病で受診するときは、福祉事務所から交付された「保護決定通知書」などにより保護を受けていることを窓口で説明して受診してください。
なお、この場合は、後日、福祉事務所に連絡してください。
6. 修学旅行や林間学校・臨海学校など学校行事に参加するときは、福祉事務所で修学旅行等用の受給者証を交付します。学校からの通知をそえて申し出てください。
7. その他
 - 「医療券」などを福祉事務所に取りに来られないときは、必ずケースワーカーに連絡してください。
 - 健康診断を受けるときや診断書が必要なときは、ケースワーカーに相談してください。
 - 病気が治り受診しなくなったら必ずケースワーカーに連絡してください。

こくみんけんこうほけん かにゅう かた せいかつほごう ばあい いりょうひ
国民健康保険に加入している方が生活保護を受けることになった場合、医療費は

せいかつほご ぜんがくきゅうふ ほけんしょう ちょうそんやくば へんかん
生活保護からの全額給付となりますので、保険証を町村役場に返還してください。

みんせいいいん 民 生 委 員 と ケースワーカー

● 民生委員

みんせいいいん 福祉事務所と生活保護を受ける人とのパイプ役です。

せいかつ こま かた なや かたがた そうだんあいて ひつよう じょげん 生活に困った方や悩みごとをもつ方々のよき相談相手として、必要な助言をします。

ひみつ まも あんしん そうだん 秘密を守りますので安心して相談してください。

● ケースワーカー

ふくしじむしょ かていほうもん せいかつじょうきょう きき せいかつほご けってい 福祉事務所のケースワーカーは、家庭訪問などをして生活状況をお聞きしたり、生活保護の決定に必要な調査を行ったり、自分の力で生活できるよう助言や指導を行います。

かてい ほうもん ふさい はあい れんらくひょう れんらくひょう あなたの家庭を訪問したときに、あなたが不在の場合は連絡票をおくことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

ひみつ まも かなら まも なに こま そうだん 秘密を守りますので、何か困ったことや、わからぬことがありますなら相談してください。



●メモ

せいかつほ ご じっしきかん ふくしじむしょ いちらんひょう
生活保護の実施機関（福祉事務所）一覧表

ぐんぶ けんほけんふくしじむしょ し ぶ し ふくしじむしょ し やくしょ かんかつ
 郡部は県保健福祉事務所、市部は市福祉事務所（市役所）が管轄となります。

福 祉 事 務 所		所 在 地	電話番号	生活保護所管区域
県保健福祉事務所	伊勢崎保健福祉事務所	372-0024 伊勢崎市下植木町 499	(0270)25-5570	榛東村、吉岡町、玉村町
	富岡保健福祉事務所	370-2454 富岡市田島 343-1	(0274)62-1541	上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町
	吾妻保健福祉事務所	377-0425 中之条町大字西中之条 183-1	(0279)75-3303	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
	利根沼田保健福祉事務所	378-0031 沼田市薄根町 4412	(0278)23-2185	片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
	館林保健福祉事務所	374-0066 館林市大街道 1-2-25	(0276)72-3230	板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

福 祉 事 務 所		所 在 地	電話番号	生活保護所管区域
市福祉事務所（市役所）	前橋市福祉事務所 (前橋市社会福祉課)	371-8601 前橋市大手町 2-12-1	(027)224-1111	前橋市内全域
	高崎市福祉事務所 (高崎市社会福祉課)	370-8501 高崎市高松町 35-1	(027)321-1111	高崎市内全域
	桐生市福祉事務所 (桐生市福祉課)	376-8501 桐生市織姫町 1-1	(0277)46-1111	桐生市内全域
	伊勢崎市福祉事務所 (伊勢崎市社会福祉課)	372-8501 伊勢崎市今泉町 2-410	(0270)24-5111	伊勢崎市内全域
	太田市福祉事務所 (太田市社会支援課)	373-8718 太田市浜町 2-35	(0276)47-1111	太田市内全域
	沼田市福祉事務所 (沼田市社会福祉課)	378-8501 沼田市下之町 888	(0278)23-2111	沼田市内全域
	館林市福祉事務所 (館林市社会福祉課)	374-8501 館林市城町 1-1	(0276)72-4111	館林市内全域
	渋川市福祉事務所 (渋川市地域包括ケア課)	377-8501 渋川市石原 80	(0279)22-2111	渋川市内全域
	藤岡市福祉事務所 (藤岡市福祉課)	375-8601 藤岡市中栗須 327	(0274)22-1211	藤岡市内全域
	富岡市福祉事務所 (富岡市福祉課)	370-2392 富岡市富岡 1460-1	(0274)62-1511	富岡市内全域
	安中市福祉事務所 (安中市福祉課)	379-0192 安中市安中 1-23-13	(027)382-1111	安中市内全域
	みどり市福祉事務所 (みどり市社会福祉課)	379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952	(0277)76-2111	みどり市内全域

生活保護の制度や保護受給中の権利・義務について

ふくしじむしょ たんとう
福祉事務所 担当 _____ 氏より

「生活保護のしおり」に添って説明を受け、その内容を
理解しました。

ねん がつ にち
年 月 日

じゅうしょ
住所 _____

しめい
氏名 _____

ふくしじむしょちょうさま
福祉事務所長様

(参考)生活保護法

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は

居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務

所長にその旨を届け出なければならない。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者がある

ときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者か

ら徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収する
ことができる。